

今お借入れのあるプロパー融資の**経営者保証を解除** **プロパー融資借換特別保証**

※「プロパー融資」とは、保証協会の保証を付さない融資のことを言います。

令和6年3月15日～令和9年3月31日（保証申込受付期間）

ご利用いただける方

経営者保証を提供した保証協会の保証を付さない借入れがある法人

資格要件

以下のすべての要件を満たす法人

- 資産超過である
- 法人・個人が分離されている
- EBITDA有利子負債倍率※1が15倍以内
- 返済緩和している借入金がない※2

※1 EBITDA有利子負債倍率 = (借入金・社債 - 現預金) ÷ (営業利益 + 減価償却費)

※2 申込日が危機関連保証の指定期間である場合、新型コロナウイルス感染症に係る経営安定関連保証4号の指定期間である場合は、要件の確認基準日について緩和措置があります。

上記のほか、借入れ時の要件があります

申込金融機関において、次のいずれかの要件を満たす必要があります。

- 経営者保証を不要とし、かつ、保全のない保証協会の保証を付さない融資を実行すること
- 本制度による返済部分を除く保証協会の保証を付さない融資の全部または一部について経営者保証を解除し、かつ、解除した融資について保全がないこと

対象資金

借換資金（申込金融機関における保証協会の保証を付さない融資（プロパー融資）のうち、経営者保証を提供している事業資金の借換えに限ります。）

プロパー融資借換特別保証 制度概要

保証限度額	2億8,000万円（組合等は4億8,000万円） 申込金融機関における保証限度額は、保証協会の保証を付さない融資（プロパー融資）のうち、経営者保証を提供していない残高の範囲内とする
責任共有制度	対象
対象資金	借換資金 （申込金融機関における保証協会の保証を付さない融資（プロパー融資）のうち、経営者保証を提供している事業資金の借換えに限ります。）
返済方法	一括返済、分割返済
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内（据置期間1年以内）
担保	必要に応じて
保証人	不要
融資利率	金融機関所定利率
保証料率	0.45%～1.90%
添付書類	信用保証協会所定の申込書類のほか、次の書類が必要 財務要件等確認書、借換債務等確認書

※ 金融機関および当協会による審査の結果、ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。

お問い合わせ先

本店 TEL.054-252-2121 〒420-8710 静岡市葵区追手町5-4 アーバンネット静岡追手町ビル5階	浜松支店 TEL.053-458-1212 〒430-8666 浜松市中央区田町330-5 遠鉄田町ビル6階	沼津支店 TEL.055-926-0100 〒410-8691 沼津市米山町6-5 沼津商工会議所会館3階
Web相談 	ホームページで Web相談受付中！ 	 友だち追加は こちらから！ または ID検索 ▼ @cgc-shizuoka